

# 中国残留邦人等に対する 新たな支援策について

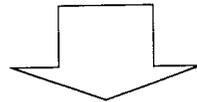
社会・援護局援護企画課  
中国孤児等対策室

## 中国残留邦人等に対する新たな支援策について

### 1. 新たな支援策の概要

#### (1) 趣旨

- 中国残留邦人等は、今次大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた方々。
- このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情にかんがみ、その老後の生活の安定のための特別の措置を講じる。



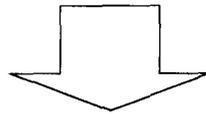
#### (2) 新たな支援策

- 老齢基礎年金の満額支給（法改正事項）  参考資料 P42 参照
- 老齢基礎年金を補完する支援給付（法改正事項）  参考資料 P46 参照
- 地域社会における生活支援（予算措置）  参考資料 P48 参照

## 2. 福祉事務所に求められる取組み

### (1) 支援給付の実施機関となる場合の配慮

支援給付制度の運用に当たっては、法律の規定に基づき、最大限の配慮を行うことが求められている。



- ① 支援給付を担当する部署に「支援・相談員」を配置。
- ② 支援給付の実施において生活保護とは異なる運用も措置。

### (2) 運用上の留意事項

- ① 支援・相談員の活用
  - ・ 中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を支援給付の実施機関へ配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援するものであるから、積極的な活用をお願いしたい。

## ② 生活保護との相違点（例）

### ア 支援給付開始申請時の資産の取扱い

- 預貯金や現金を保有している場合
  - ・ ・ ・ 老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残ることとなる拠出保険料相当額の一時金と預貯金等（生命保険の解約返戻金を含む。）とを合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額（10,400円×12月×40年＝499.2万円）まで保有を認める。
  
- 生命保険を保有している場合、
  - ・ ・ ・ 解約返戻金の額が預貯金等（老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残ることとなる拠出保険料相当額の一時金を含む。）と合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額（499.2万円）までは、解約を求めない。
  
- 不動産については、
  - ・ ・ ・ 生活保護制度に準じて長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の貸付等を検討することとなる。  
ただし、実際の運用に当たっては、個々の事情に十分配慮する必要があることから、対象となる資産を保有する者から支援給付についての相談又は申請があった場合には、別途当省と個別に相談・協議願いたい。

## イ. 収入認定の取扱い

### (ア) 収入認定から除外されるもの

- 満額支給される老齢基礎年金と保険料を拠出した中国残留邦人等に支給される一時金は、全額収入認定から除外し、これら以外の収入も3割を収入認定から除外する。

### (イ) 収入申告の時期

- 開始申請時
  - ・・・直近月の収入（同居している者の収入は原則として前年の所得額）を申告させる。
- 支援給付継続受給者
  - ・・・原則として年1回。前年1年分の収入総額を申告させる。2世等と同居している場合の2世等の収入申告は、前年の所得額を申告させる。

## ウ. その他

- 医療支援給付は、簡便な手続きで受診が可能となり、又、病院等の選択も原則自由。
- 中国残留邦人等が子と同居していることを理由に、支援給付が受けられなくなることがないよう配慮。
- 中国等渡航期間中（原則1～2ヶ月程度）も支援給付を継続支給。

### 3 その他、事業の推進に協力願いたい取り組み

#### 地域社会における生活支援（中国残留邦人等地域生活支援事業）の実施

##### (1) 目的

中国残留邦人等は長期にわたり海外にあったため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、地域における多様な施設や活動をネットワーク化し、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう地域支援を促進することを目的とする。

##### (2) 主な事業

- ① 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業（参考資料P51参照）
- ② 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業（参考資料P52参照）
- ③ 身近な地域での日本語教育支援事業（参考資料P54参照）
- ④ 自立支援通訳等派遣事業（参考資料P54参照）
- ※ いずれも、市区町村に対する補助事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）として実施

##### (3) 福祉事務所の役割

中国残留邦人等が居住する市区町村が地域住民やNPO、ボランティア団体等と連携して、地域が一体となり中国残留邦人等を支援するものであり、福祉事務所においても支援・相談員の家庭訪問等を通じて、中国残留邦人等のニーズを把握し、関係事業に適切に参加できるよう支援及び指導願いたい。

#### (4) 実施主体との連携

○ 福祉事務所において、中国残留邦人等が必要とする支援事業のニーズを把握した場合には、当該事業を管轄する実施主体と連携を図り必要な支援を受けられるよう配慮願いたい。

・ 郡部においては、中国残留邦人等が広範囲に分散して居住し、町村が実施主体となることが困難な場合は、都道府県援護担当課が実施主体となることがあるので、郡部を管轄する福祉事務所におかれては、各町村の支援事業の実施状況等を把握し、必要に応じ都道府県援護担当課（参考資料P57）と連携願いたい。

・ 市部においても都道府県援護担当課が中国残留邦人等の居住者数が少ない市に代わり事業を実施することがあるので、同様に留意願いたい。

# 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の概要

## 趣旨

- 中国残留邦人等は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた方々。
- このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情に鑑み、その老後の生活の安定のための特別の措置を講ずる。  
＜特別な事情＞
  - ① 長期にわたって残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスがなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態。
  - ② 帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分。

## 概要

### 1 国民年金の特例等（老齢基礎年金の満額支給）

- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、保険料を追納することができる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等に対して、全期間（40年分）の保険料相当額の一時金を支給することとし、その中から保険料追納分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を納付する。

### 2 支援給付の実施（老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援）

- ① 特定中国残留邦人等について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。
- ② 収入の算出に当たっては、満額の老齢基礎年金及びそれ以外に収入があった場合はその一定の割合についても除くこととし、収入が増加するようにする。
- ③ 支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等とする。
- ④ 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合は、配偶者に支援給付を行う。
- ⑤ 支援給付の実施に当たっては、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、必要な配慮をし、懇切丁寧に行うものとする。
- ⑥ 以上のほか必要な事項については、生活保護法の規定の例による。

### 3 譲渡等の禁止及び非課税措置等

- 1の一時金及び2の支援給付は、譲渡、担保、差押えができない、及び租税その他の公課を課することができない。

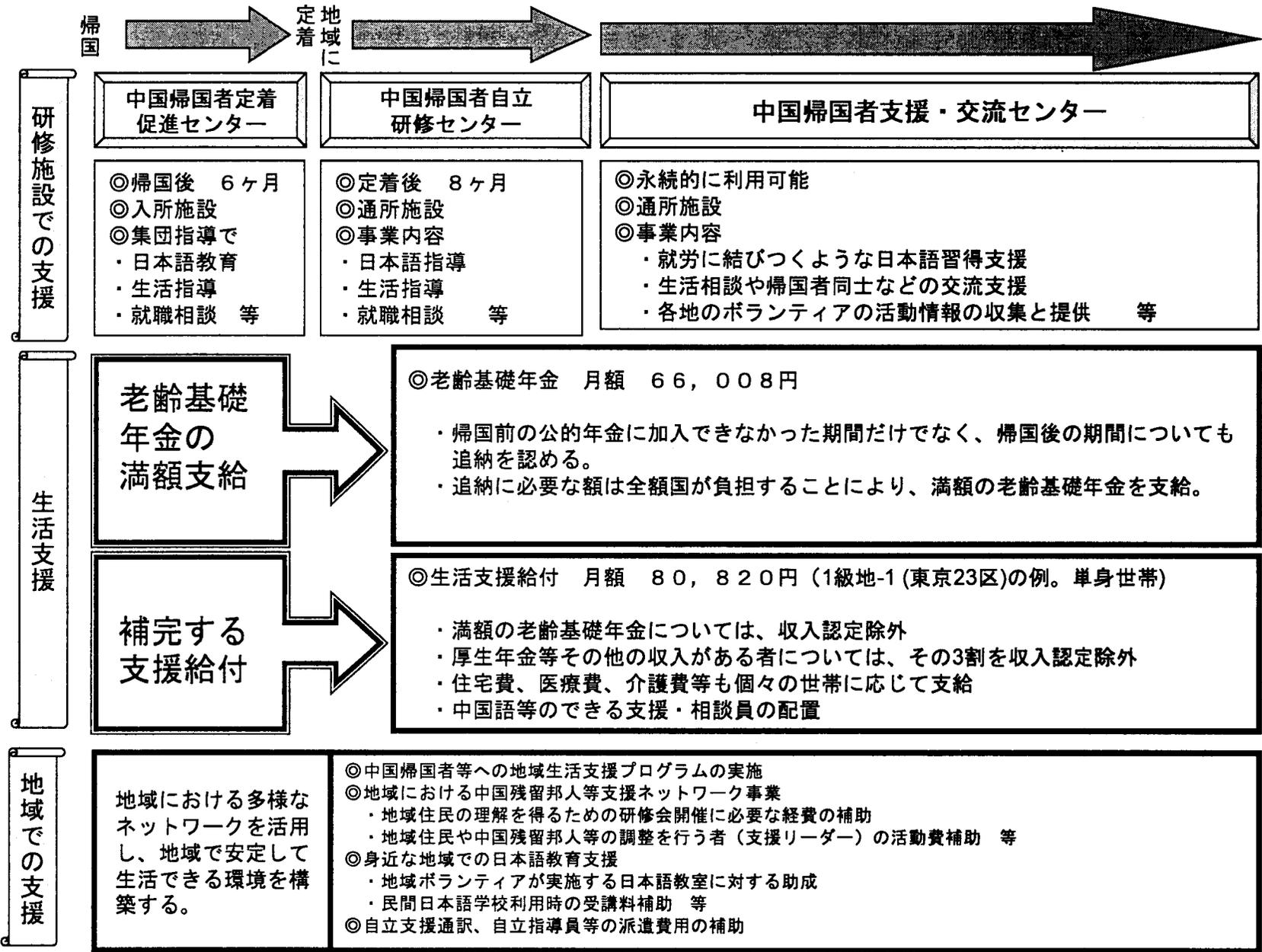
### 4 訴訟費用の特例

- 訴訟上の救助により支払が猶予された費用について、本法公布後、原告が訴訟を取り下げ、請求を放棄し、又は裁判上の和解（訴訟を終了させるものに限る。）をした場合は、国は、これを請求することができない。

## 施行期日

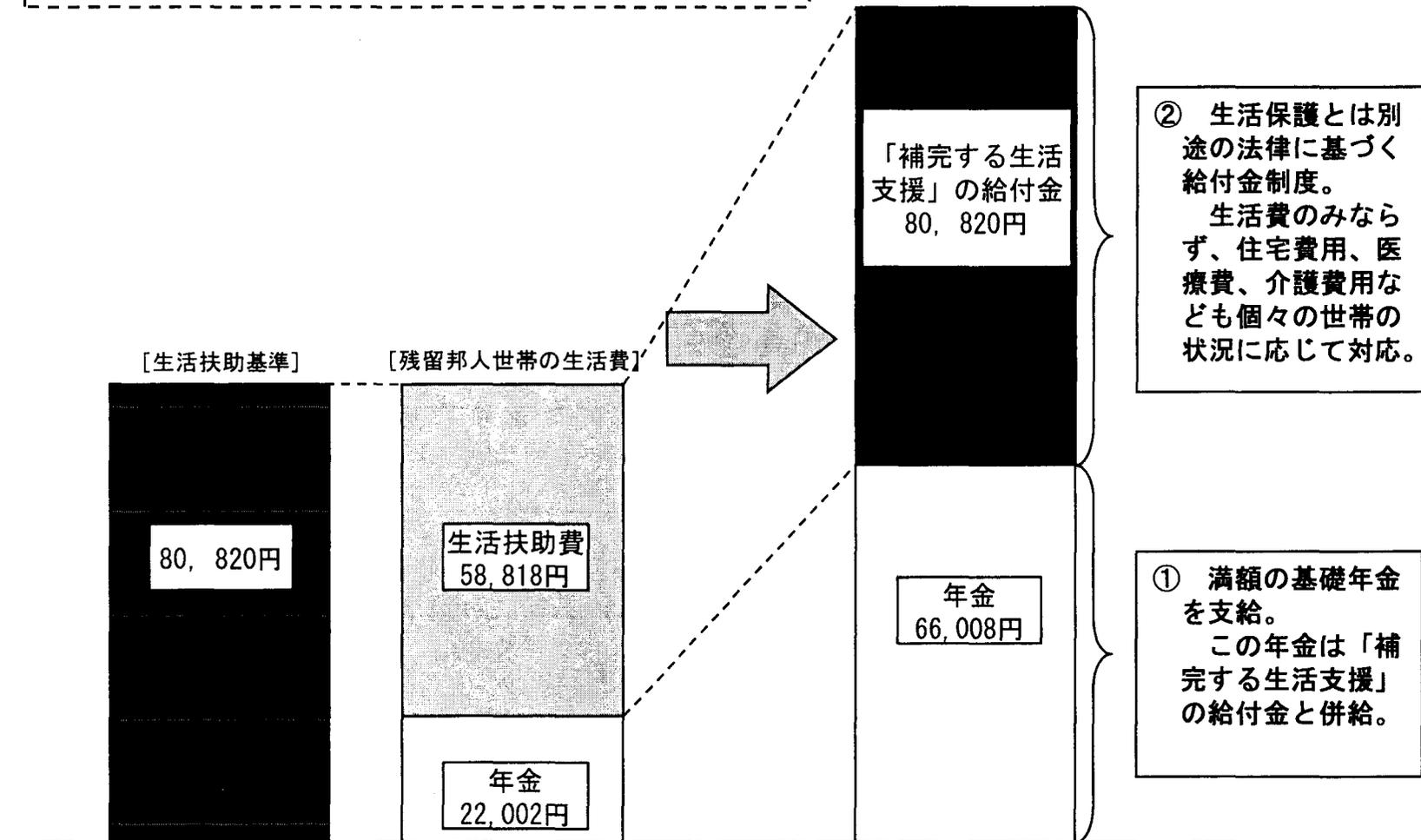
平成20年1月1日（ただし、1（一時金に係る部分を除く。）は平成20年3月1日、2は平成20年4月1日、4は公布の日）

# 中国残留邦人等に対する支援策



# 中国残留邦人に対する新たな支援策のスキーム

- ① 老齢基礎年金の満額支給の実施と
- ② 「補完する生活支援」を実施



② 生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度。  
生活費のみならず、住宅費用、医療費、介護費用なども個々の世帯の状況に応じて対応。

① 満額の基礎年金を支給。  
この年金は「補完する生活支援」の給付金と併給。

※ 生活扶助基準は、1級地-1（例えば東京23区）の例。単身世帯。

[今回の新たな支援策]

## 3月24日 支援・相談員研修会での中国残留孤児訴訟弁護団 の説明要旨から抜粋

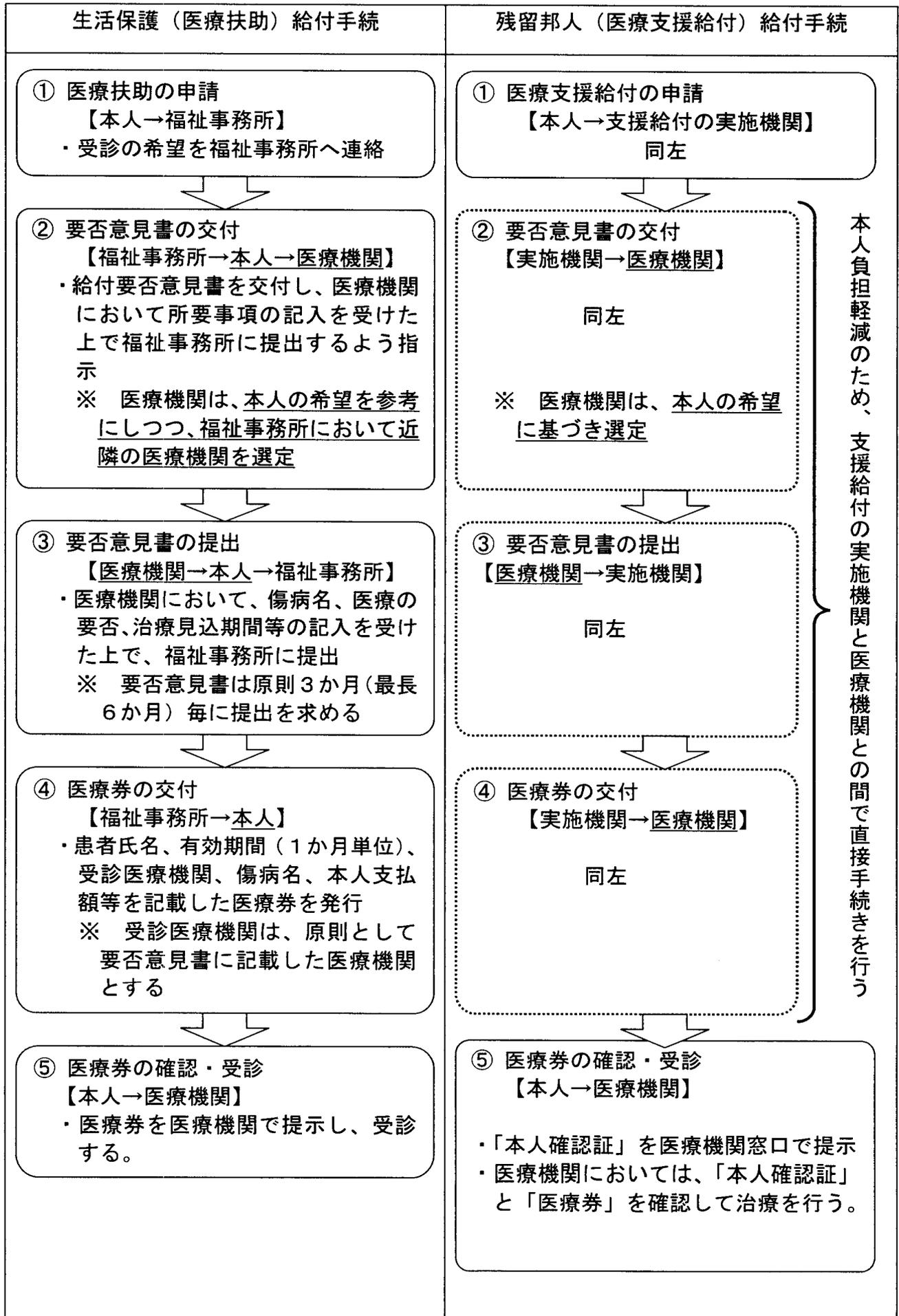
支援・相談員に就任された皆さんへ

### 新たな支援策の実施に当たっての配慮について

—「人間としての尊厳」を回復できる運用と心配りを—

- 支援給付申請の窓口を担当されるにあたって
  - (1) 苦難の人生に耐えぬいてきた日本人、祖国日本を愛する日本人として、尊敬の気持ちで温かく接して下さい。
  - (2) 「生活保護ではない制度」が実感できるような接し方をお願いします。  
特に今回申請するのは、生活保護を受けてこなかった人。プライドもある。  
「厳しいチェック」ではなく「相談に乗る」という姿勢で。
  - (3) 中国との縁の深さ、日本の親族との縁の薄さについても理解を。
  - (4) 中国残留邦人の要求が制度上、実現困難な場合も、新たな支援策に対する期待の大きさを理解され、制度の仕組みを丁寧に説明して下さい。
  - (5) 支援給付以外の、様々な相談や要望についても、窓口になって下さい。
  
- 地域生活支援プログラムの策定・実施を担当されるにあたって  
支援・相談員は、市区町村の中で「中国残留邦人について最も深く理解している職員」という位置付け。地域生活支援プログラムの担当責任者や福祉事務所の職員に「意見を述べることができ」、責任者や職員はその意見を「尊重する」とされている。中国残留邦人の本当の要望は何かを丁寧に把握し、市区町村の職員にニュアンスも含めて臆することなく伝え、真に役立つ支援政策が立案・実行されるようご尽力をお願いします。

# 医療給付手続きの流れ



## 中国残留邦人等に対する新たな支援策について

## (1) 老齢基礎年金の満額支給

## ① 趣 旨

中国残留邦人等の多くは、日本語が不自由であることなどにより、帰国後も十分就労できない状況にあったことから、帰国前の期間の保険料を追納できないばかりか、帰国後の期間についても保険料を十分納めることができなかつたため、その年金額は十分なものとは言い難い状況。

このため、帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金の支給が受けられるようにするもの。

## ②対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む。）で次のいずれの要件も満たす者（以下「特定中国残留邦人等」という。）

ア 明治44年4月2日以後に生まれた者

イ 昭和21年12月31日以前に生まれた者（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。ただし、60歳以上の者に限る。）

ウ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

エ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者

## ③ 制度の概要

ア 保険料相当額の一時金支給と保険料の代理追納

特定中国残留邦人等に対し、国が老齢基礎年金の満額支給に必要な全期間分（最大40年間分）の保険料相当の一時金を支給し、その中から、保険料追納分を控除し国が当該特定中国残留邦人等に代わって納付。

（参考）保険料相当額は、対象の期間（月数）に追納保険料額（平成19年度 社会保険庁告示額10,400円）を乗じて算出

（計算例） 昭和36年4月において20歳の場合

追納月額保険料10,400円 × 40年 × 12月 = 約499万円

480月

## イ 拠出した保険料相当分の支給

既に、特定中国残留邦人等が保険料を拠出している期間に相当する分については、保険料の追納は行わず、当該中国残留邦人等に直接支払い。

### ④ 老齢基礎年金の額改定

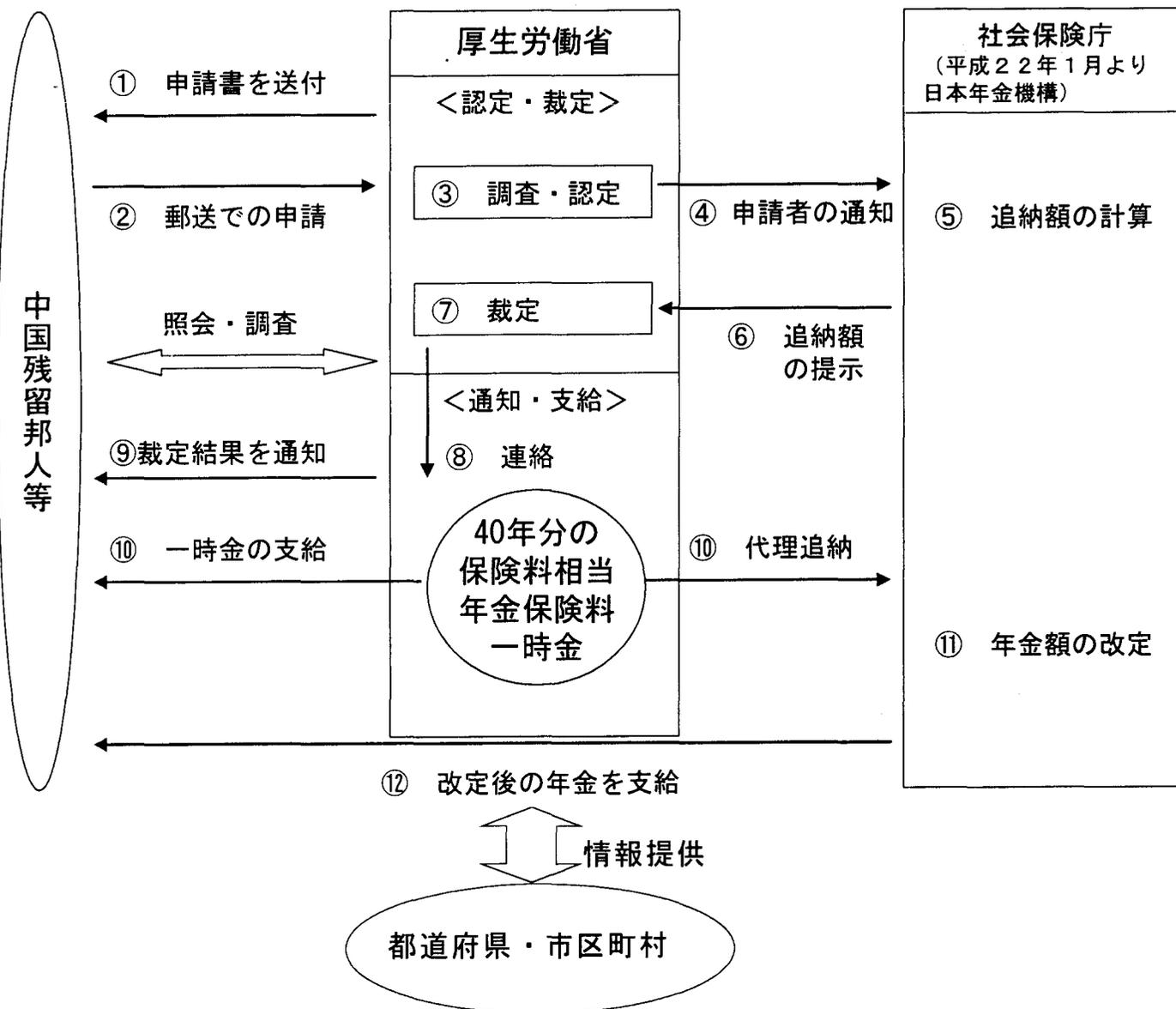
申請が認められた年金受給中の特定中国残留邦人等については、平成20年3月以降、②のアの一時金の支給の際に追納保険料が納付され、追納された月の翌月分から老齢基礎年金が満額に改定されることとなっている。

また、申請が認められた65歳前の特定中国残留邦人等の老齢基礎年金は、繰上げ請求がなければ65歳から満額で支給開始。

### ⑤ 繰上げ年金の額の改定に係る特例

老齢基礎年金を満額支給するための一時金の支給対象者で、繰上げ請求により既に65歳前から減額された老齢基礎年金の支給を受けている者について特例が設けられ、この特例による調整を申し出れば、減額がない満額支給を受けることができるよう措置。

(参考) 申請から年金額改定までの流れ



## (2) 老齡基礎年金を補完する支援給付

### ① 制度の概要

支援給付は、老齡基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齡基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。（改正法第14条第1項～第4項）

#### <支援給付の種類>

- ア 生活支援給付
- イ 住宅支援給付
- ウ 医療支援給付
- エ 介護支援給付 等

#### <実施機関>

支援給付の実施機関は、生活保護法の規定の例により都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が実施機関となるが、支援給付の実施に当たり、実際の事務をどの部署で担うかについては、各自治体の判断としている。

## ② 対象者

- ア 上記（１）②の特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- イ 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- ウ 支援給付に係る改正法の施行（平成２０年４月１日）前に、６０歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けている者

### (3)地域社会における生活支援(予算措置)

#### ①支援の内容

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。

- ア 中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業
- イ 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ウ 身近な地域での日本語教育支援事業
- エ 自立支援通訳派遣事業

#### ②対象者

原則として、本邦に永住帰国した中国残留邦人等(特定中国残留邦人等の要件に該当しない者を含む)とその同伴家族

## 【中国残留邦人等地域生活支援事業の実施】

- 中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する事業。

地域においては、そこで暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されている。

このような方々や組織の活動・取組のつながりと連携を取りながら中国残留邦人等の方々が地域の一員として安心して生活できる環境を構築し、社会的自立を促すものである。

